

令和7年1月20日

事 業 主 様

名古屋薬業健康保険組合
業務課 052-211-2439

健康保険の重複加入者確認について

日頃は、当健康保険組合の事業運営につきまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、健保組合においては、適切な加入者の資格情報管理と保険給付を実施することが求められております。厚生労働省の令和3年3月5日付事務連絡「医療保険者等向け中間サーバー等における資格重複チェック等の新機能の導入について」において、支払基金及び国保中央会が全国民を対象として健康保険に重複加入していないかを定期的に確認し、確認結果を対象者の加入する健保組合へ通知することとなっております。健保組合においては資格重複状態の解消に向けて届出の提出漏れがないかを確認、必要に応じ届出の勧奨を実施するように通知されております。

この事務連絡に基づき、今後、定期的に資格重複者のいる事業所様に対して通知を行い、重複加入状態の解消に向けてご対応をお願いすることといたします。

つきましては、下記のとおり資格確認を実施いたしますので、該当の被保険者様にご確認いただき、被扶養者異動届をご提出くださいますようお願いいたします。

なお、令和6年度の健康保険被扶養者資格確認は、今後情報連携を活用するなど実施方法の見直しを予定しているため、中止とさせていただきます。

事業主様におかれましては、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 送付書類 資格重複対象者一覧表

2. 提出手順

- 対象の被保険者の方に被扶養者の状況を確認。
- 被扶養者異動届を健康保険証等と併せてご提出ください。

被扶養者異動届につきましては当組合ホームページ[申請書ダウンロード](#)→[適用関連](#)→

[日本年金機構ホームページ](#)よりダウンロードをお願いいたします。

3. 提出期限 令和7年2月28日（金）

4. 注意事項

- 「資格重複対象者一覧表」は令和7年1月14日現在のデータとなります。
- ※行き違いですでに資格削除された方の届出は必要ありません。
- 資格削除された方が資格削除日以降に当組合の保険証を使用していた場合、資格削除日に遡って医療費等を返還していただくこととなります。

ご不明な点につきましては、当組合業務課までお問い合わせください。